



我孫子市水道局告示第6号

令和6年我孫子市水道局告示第5号（令和7年度における労務報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

令和7年9月19日

我孫子市水道事業管理者  
水道局長 古 谷 靖

1 改正内容

我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「1, 076円（1時間あたり）」を「1, 140円（1時間あたり）」に改める。

2 適用年月日

令和7年10月3日